

生駒市建設工事成績評定結果活用基準3措置基準(3)入札参加資格等に関する制限の運用について

(3)入札参加資格等に関する制限

一般競争入札を実施するときは、入札に参加するために必要な資格の一つとして、入札公告の日に対して前年度及び前々年度(過去2か年度)に完成した工事のうち、入札に付する契約と同一工種において、評定結果の平均点が60点以上(小数点以下切り捨て)の者とする。(59点以下(D評価以下)の者は1年間同一工種の入札に参加できない。ただし、当該措置によって1年間入札に参加出来なかった者が、その翌年度入札に参加しようとするときはこの限りでない。)

また、指名競争入札の業者選定を行うときも一般競争入札と同様の取扱いをするものとする。(指名通知日を基準として前年度及び前々年度に完成した工事の評定結果の平均点を対象とする。)

※平成22年4月1日以降に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札から、上記の「入札参加資格等に関する制限」が適用されます。つきましては、下記の運用例のように過去2か年度に完成した同一工種の工事成績評定点数の平均点(小数点以下切捨て)が59点以下の場合、その工種での入札参加資格等が制限されますのでお知らせします。

【入札参加資格等に関する制限の運用例】

※記載年度は例です

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
評定点数 (同一工種)	60	50	入札参加 できません	55	55 (23年度に契約した工事が 繰越により24年度に完成)	受注した工 事がない	入札参加 できません	
2か年度の 平均点	55			55				
	過去2か年度の平均 平均点が59点以下				55			
			過去2か年度の平均点が59 点以下 ※入札参加できない年度は 過去2か年度に含む				過去2か年度の平均点が59点以下 ※過去2か年度より前に契約した工事が 過去2か年度の間完成している	

注)上記の運用例において、平成22年度に入札参加資格等に関する制限を受けないケース(平成20年度と平成21年度の過去2か年間の平均点数が60点以上)の場合、平成23年度に入札参加資格等に関する制限を受けるか否かは、平成21年度と平成22年度の2か年間の平均点数で判断します。(以降の年度も同様)